建築物の整備基準に係る技術的細目		
項目	技術的細目	
建築物の出入口及び	1 避難階における主たる出入口のうち1以上の出入口から道又は公園、	
それに至る通路	広場その他の空地(以下これらを「道等」という。)に至る通路は、次	
	に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により適合させること	
	が困難である場合は、「道又は公園、広場その他の空地(以下これらを	
	「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	
	(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。	
	(2) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料	
	で仕上げること。	
	2 1に規定する通路に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路	
	又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政	
	令第338号)第129条の3第1項第一号の昇降機で専ら車いす使用	
	者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。	
	(1) 幅は、1.2メートル(段を併設する場合には、90センチメート	
	ル)以上とすること。	
	(2) 勾配は、12分の1(高低差が10センチメートル未満の場合は、	
	8分の1)以下とすること。	
	(3) 傾斜路の壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立	
	ち上がりを設けること。	
	(4) 傾斜路(勾配が20分の1を超えるものに限る。(8)において同じ	
	。)には手すりを設けること(傾斜路の高さが75センチメートル以	
	下の場合(当該建築物が第4条第一号ウ又はオに掲げる建築物である	
	場合を除く。)を除く。)。	
	(5) 傾斜路の高さが75センチメートルを超えている場合は、高さ75	
	センチメートル以内ごとに長さが1.5メートル以上の踊場を設ける	
	こと。	
	(6) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料	
	で仕上げること。	
	(7) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差	
	の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること	
	0	
	(8) 傾斜路の上端に近接する通路等及び踊場の部分には、点状ブロック	
	等を敷設すること(共同住宅、寄宿舎及び駐車場その他視覚障害者の	
	単独での利用が想定されない建築物を除く。)。ただし、視覚障害者	
	を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、	
	この限りでない。	
	3 1に規定する通路には、線状ブロック等の敷設又は音声により視覚障	
	害者を誘導する装置の設置を行うこと(共同住宅、寄宿舎及び駐車場そ	
	の他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。)。ただ	
	し、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導で	

きる場合は、この限りでない。

- 4 1に規定する通路を車路が横断する部分には、点状ブロック等を敷設すること(共同住宅、寄宿舎及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。)。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。
- 5 1に規定する通路又は2に規定する傾斜路を縦断し、又は横断する排水溝等がある場合には、当該排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの 車輪等が落ちない構造のものとすること。
- 6 避難階における主たる出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。
- (1) 出入口の幅(引き戸を設ける出入口にあっては引き残しを、開き戸を設ける出入口にあっては建具の厚み等を勘案した通行上有効な幅をいう。以下同じ。)は、90センチメートル(床面積200平方メートル以下のものにあっては80センチメートル)以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、障害者、高齢者等が円滑に 開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。
- (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (4) 戸の全面が透明な場合にあっては、衝突を防止するための措置を講ずること。
- 7 6に規定する構造を有する出入口から人又は標識により視覚障害者に 特定施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「 受付等」という。)に到達できるように、線状ブロック等の敷設又は音 声により視覚障害者を誘導する装置の設置を行うこと(共同住宅、寄宿 舎及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を 除く。)。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚 障害者を誘導できる場合は、この限りでない。

廊下等

廊下等は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は1.2メートル以上とすること。
- (2) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。
- (3) 延長が25メートルを超える廊下等は、幅及び奥行きがそれぞれ1 .4メートル以上の部分を、当該廊下等の末端から10メートル以内 及び当該廊下等の末端から10メートル以内の部分以外の区間50メ ートル以内ごとに設けること(共同住宅及び寄宿舎の場合を除く。)

(4) 廊下等に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。

r 幅は、1.2メートル(段を併設する場合には、90センチメートル)以上とすること。

イ 勾配は、12分の1(高低差が10センチメートル未満の場合は

、8分の1)以下とすること。 ウ 傾斜路の壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の 立ち上がりを設けること。 エ 傾斜路(勾配が20分の1を超えるものに限る。クにおいて同じ 。)には手すりを設けること(傾斜路の高さが75センチメートル 以下の場合(当該建築物が第4条第一号ウ又はオに掲げる建築物の 場合を除く。)を除く。)。 オ 傾斜路の高さが75センチメートルを超えている場合は、高さ7 5センチメートル以内ごとに長さが1.5メートル以上の踊場を設 けること。 カ 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材 料で仕上げること。 キ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の 差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする こと。 ク 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロッ ク等を敷設すること(学校、共同住宅、寄宿舎及び駐車場その他視 覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。)。ただし 、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導 できる場合は、この限りでない。 階段 階段は、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 踏面の端部の色をその周囲の部分の色と明度の差の大きいものとす ること等により段を識別しやすいものとすること。 (3) 段鼻に滑り止めを設け、かつ段鼻を突き出さないこと等によりつま ずきにくい構造とすること。 (4) 階段の上端及び下端並びに踊場の部分には、点状ブロック等を設け ること(学校、共同住宅、寄宿舎及び駐車場その他視覚障害者の単独 での利用が想定されない建築物を除く。)。ただし、視覚障害者を誘 導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この 限りでない。 エレベーターは、次に定める構造とすること。 エレベーター (1) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とするこ ے کے (2) かごの間口(内法寸法による。以下同じ。)及び奥行き(内法寸法 による。以下同じ。)は、次に定めるところによること。 ア 第3条第1項第一号エ(2)に規定する建築物にあっては、かごの 間口は1.4メートル以上、奥行きは1.35メートル以上とする こと。 イ 第3条第1項第一号エ(2)に規定する建築物を除き、かごの間口 は1.05メートル以上、奥行きは1.35メートル以上とするこ と。

- ウ 不特定かつ多数の者の利用に供する部分(避難階にあるものを除く。)の床面積の合計が1,000平方メートル以下又は床面積が最大の階(避難階を除く。)における当該床面積が500平方メートル以下の建築物にあっては、イの規定によらないことができる。ただし、奥行きは1.1メートル以上とすること。
- (3) 乗降ロビーには、車いす使用者が操作しやすい専用の乗場ボタン (かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに戸の開放時間を延長することができる機能を有するものをいう。) が設置されていること。
- (4) かご内の左右両面の側板に、次に掲げる装置を有する車いす使用者 が操作しやすい専用の操作盤(従たるものにあっては、イに掲げる装 置を除く。)を設けること。

ア かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに戸の開放時間 を延長することができる機能を有する行先ボタン

イ 呼びボタン付きのインターホーン

- (5) かご内には、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置すること。
- (6) かごの出入口には、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。
- (7) かご内の専用の主たる操作盤又は背面板には、専用のかごの位置を表示する装置及びかごが停止する予定の階を表示する装置を設けること。
- (8) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。
- (9) 次に掲げる表示を点字により行うこと。

ア 一般用の乗場ボタン及び乗場階の表示

イ かご内の一般用の主たる操作盤の各ボタンの表示

(10) 次に掲げる視覚障害者用の案内装置を設けること(共同住宅及び寄宿舎の場合を除く。)。

ア 乗降ロビーの利用者に音声により昇降の方向を通報する装置

- イ かご内の利用者に音声により到着階並びにかご及び昇降路の出入 ロの戸の閉鎖を通報する装置
- (11) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とする こと。
- (12) 第3条第1項第一号エ(2)に規定する建築物にあっては、かご内の 一般用の操作盤には、停電等の非常の場合に外部の対応状況を聴覚障 害者が認識することができる表示装置を設けること。

居室の出入口

居室の出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること(共同住宅及び寄宿舎の場合を除く。)。

- (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合には、当該戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。
- (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場における客席の車いす使用者が利用することができる部分

車いす使用者が利用することができる部分は、次に定める構造とすること。

- (1) 床は、平たんとすること。
- (2) 車いす使用者が利用することができる部分1につき、幅85センチメートル以上、奥行き1.2メートル以上である空間を確保すること。
- (3) 車いす使用者が利用することができる部分の数は、客席の数が10 0以下の場合は1以上、100を超え400以下の場合は2以上、4 00を超える場合は2に400を超える席数200席(200席に満 たない場合は、200席とする。)ごとに1を乗じて得た数を加えた 数以上とする。
- (4) 車いす使用者が利用することができる部分に通ずる客席内の通路の うち1以上の通路の幅は、1.2メートル以上とすること。
- (5) 車いす使用者が利用することができる部分に通ずる客席内の通路に 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路を設けること。

ア 幅は、1.2メートル(段を併設する場合には、90センチメートル)以上とすること。

イ 勾配は、12分の1(高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1)以下とすること。

ウ 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。

便所(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上。以下同じ。)は、次に定める構造及び設備とすること(共同住宅の住戸及び寄宿舎の住室に設ける場合を除く。)。

- (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 出入口に高低差のある場合は、次に掲げる構造の傾斜路を設けること。

ア幅は、90センチメートル以上とすること。

- イ 勾配は、12分の1(高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1)以下とすること。
- ウ 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。
- (3) 男子が利用する便所に小便器を設ける場合は、1以上の小便器は床置式とし、手すりを設けること。
- (4) 1以上の洗面器又は手洗い器には、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。
- (5) 次に掲げる構造及び設備を有する便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を1以上設け、便房の出入口付近にその旨を標示すること。

ア 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。

イ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。

- ウ 出入口を引き戸(構造上引き戸とすることができない場合には、 外開き戸)とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。
- エ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- オ 洋風便器を設けること。
- カ 便器の両側に手すりを設けること。
- キ くつべら式、光感知式等による大便器洗浄装置を設けること。
- ク 床は、平たんとすること(水勾配を設ける場合で車いす使用者が 利用する際に支障とならない場合を除く。)。
- (6) 車いす使用者用便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、 その前後に高低差を設けないこと。
- (7) 床面積が1,000平方メートル以上の建築物に設ける便所又は公衆便所に2以上(車いす使用者用便房に設けるものを除く。)の大便器を設ける場合は、1以上は洋風便器とすること。
- (8) 第3条第1項第一号キ(2)に規定する便所は、次に掲げるものとすること。
 - ア 1以上の便房には、乳幼児いす等を設け、便房の出入口付近には その旨を標示すること。
 - イ 乳幼児ベッド等を設けること(便所以外の場所に設ける場合を除 く。)。
- (9) 第3条第1項第一号キ(3)に規定する便所には、次に掲げるオストメイトのための設備を設け、出入口付近にその旨を標示すること。
 - ア オストメイトが使用するパウチ等を洗浄する設備
 - イ 荷物を置くための棚その他の設備
 - ウ 2以上の衣服を掛けるための金具等

附属する駐車場

- 1 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる構造又は設備を有すること。 この場合において、自動車の駐車台数が20台以上である場合には、1 以上は、車いす使用者が乗車する自動車の専用とし、その旨を標示する こと。
 - (1) 建築物の出入口に最も近い位置に設けること。
 - (2) 幅は、3.5メートル以上とすること。
 - (3) 床面又は地面を水平とすること。
- 2 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から当該車いす使用者用駐車 施設に至る通路(車路を含む。)は、次に定める構造とすること。
- (1) 幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。
- 3 2に規定する通路に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。
- (1) 幅は、1.2メートル (段を併設する場合には、90センチメート

ル)以上とすること。 (2) 勾配は、12分の1 (高低差が10センチメートル未満の場合は、 8分の1)以下とすること。 (3) 傾斜路の壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立 ち上がりを設けること。 (4) 傾斜路(勾配が20分の1を超えるものに限る。)には手すりを設 けること(傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合を除く。) (5) 傾斜路の高さが75センチメートルを超えている場合は、高さ75 センチメートル以内ごとに長さが1.5メートル以上の踊場を設ける こと。 (6) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料 で仕上げること。 4 2に規定する通路又は3に規定する傾斜路を縦断し、又は横断する排 水溝等がある場合には、当該排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの 車輪等が落ちない構造のものとすること。 5 2に規定する出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (2) 戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通 過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。 (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 案内標示又は案内設備は、前各項目の規定により設置するほか、障害者 案内標示等 、高齢者等に利用又は移動に関する情報を的確に提供することができるよ う、次に掲げるところにより設けること。 (1) 案内標示は、標記内容が分かりやすい文字又は図案並びに見やすい 色調及び明度とすること。 (2) 主として車いす使用者が利用する案内標示又は案内設備は、車いす 使用者が容易に読みとり又は利用できる位置又は方向に設けること。 (3) 主として視覚障害者が利用する案内標示又は案内設備は、必要に応 じて、点字等による案内標示をする等、視覚障害者が容易に当該部分 に到達できるようにすること。 第3条第1項第一号コに掲げる建築物には、次に掲げる構造及び設備を 授乳場所 有する授乳場所を1以上設け、出入口付近にその旨を標示すること。 (1) 出入口は、居室の出入口の項に規定する構造とすること。 (2) 授乳を行うためのいす及び乳児用ベッド等を設けること。 (3) 洗面器又は流し台を設けること。 (4) 授乳室は、壁又は固定式のついたて等により外部から見通しのでき ないものとすること。 ホテル又は旅館の客 ホテル又は旅館(客室の数が50室以下のものを除く。)の客室は、1 室 以上を次に掲げる構造及び設備を有するものとすること。 (1) 客室内には、車いす使用者の移動に支障となる段を設けないこと。 (2) 客室内には、便所の項(5)アからクまでに規定する構造及び設備を 有する便所又は便房を設けること。この場合において、同項イ中「85センチメートル」とあるのは、「80センチメートル」と読み替えるものとする。

(3) 客室内には次に掲げる構造及び設備を有する浴室を設けること。
ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、空間が確保されていること。
ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
エ 戸を設ける場合には 当該戸は 車いす使用者が円滑に開閉して

- エ 戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して 通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。
- (4) 点滅機能及び音声誘導機能を備えた非常警報装置を設けるなど、視 覚障害者及び聴覚障害者の避難上の配慮をしたものとすること。
- (5) 客室の入口の扉にドアスコープを設ける場合は、一般用のものに加え、車いす使用者が利用できるものを設けること。

浴室、シャワー室及 び脱衣室

第3条第1項第一号シに掲げる建築物の浴室又はシャワー室及び附属する脱衣室は、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)を、次に掲げる構造及び設備を有するものとすること。

- (1) 出入口は、居室の出入口の項に規定する構造とすること。ただし、 やむを得ず段差を設ける場合には、インターホンを設け介助者が常駐 すること。
- (2) 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。
- (3) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、40センチメート ルから45センチメートルまでとすること。
- (4) 浴槽及び洗い場に手すりを設けること。
- (5) シャワー用の区画に手すりを設けること。
- (6) シャワー用の区画に高さ40センチメートルから45センチメート ルまでの腰掛け台を設けること。

避難設備

ホテル又は旅館(床面積が1,000平方メートル以下のものを除く。)の避難口誘導灯等は、点滅機能及び音声誘導機能を備えたものを適切な 位置に配置すること。

別表第2 (第3条関係)

道路の整備基準に係る技術的細目

項目	技術的細目
歩道	1 セミフラット型を標準とし、縁石、植樹帯、さく等で区画すること。 2 有効幅員は、2メートル以上とすること。 3 舗装は、平たんとし、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとすること。 4 歩道と車道とが接続する部分で歩行者が通行する部分は、視覚障害者の識別性及び車いす使用者等の通行性の両者に配慮した構造とすること
	。 5 縦断勾配は、5パーセント以下(地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下)とすること。ただし、車道部の縦断勾配が8パーセントを超える場合を除く。 6 歩行者が通行する部分には、できるだけ排水溝を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず設ける場合は、当該排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの車輪等が落ちない構造のものとすること。

別表第3 (第3条関係)

公園の整備基準に係る技術的細目

項目	技術的細目
出入口	1 出入口は、次に定める構造とすること。
	(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。
	(2) 平たんとし、かつ、滑りにくいものとすること。
	2 1に規定する出入口に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜
	路を設けること。
	(1) 勾配は、8パーセント以下とすること。
	(2) 表面は、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとすること。
	3 車止めさくを設ける場合は、標準90センチメートル間隔で設置し、
	その前後には1.5メートル以上の水平な部分を設けること。
園路	1 出入口の項1に規定する構造を有する出入口と接続する1以上の主要
	な経路となる園路は、次に定める構造とすること。
	(1) 有効幅員は1.2メートル以上とすること。ただし、有効幅員が1
	. 8メートル未満の場合にあっては、有効幅員1. 8メートル以上の
	すれ違い箇所を適宜設けること。
	(2) 平たんとし、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとすること。
	(3) 砂利敷きとしないこと。
	(4) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等
	によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
	(5) 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中
	に1.5メートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況
	等により園路上に水平部分を確保できない場合は、園路際に車いす使
	用者等の退避スペースを設置すること。
	(6) 縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員1.2メートル以上、段差
	2センチメートル以下とし、すりつけ勾配は、8パーセント以下とす
	ること。
	(7) 必要に応じて手すりを設けること。
	2 1に規定する園路を横断する排水溝等がある場合には、当該排水溝等
	にふたを設けてつえ及び車いすの車輪等が落ちない構造のものとするこ
	と。
階段	階段は、次に定める構造とすること。
	(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。
	(2) 手すりを設けること。
	(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	(4) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとすること等により
	段を識別しやすいものとすること。
	(5) 上端及び下端並びに踊場の部分には、点状ブロック等を敷設するこ
	と。
	(6) 階段の寸法は、けあげ15センチメートル以下、踏面35センチメ
	ートル以上、けこみ2センチメートル以下とし、同一階段では各寸法

は、一定とすること。 (7) 階段の起点、終点及び高さ2.5メートル以下ごとに1.2メート ル以上の水平な部分を設けること。 便所は、次に定める構造及び設備とすること。 便所 (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (2) 出入口に高低差のある場合は、次に掲げる構造の傾斜路を設けるこ と。 ア 幅は、90センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1 (高低差が10センチメートル未満の場合は 、8分の1)以下とすること。 ウ 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材 料で仕上げること。 (3) 男子が利用する便所に小便器を設ける場合は、1以上の小便器は床 置式とし、手すりを設けること。 (4) 1以上の洗面器又は手洗い器に、レバー式、光感知式等による水栓 を設けること。 (5) 次に掲げる構造及び設備を有する便房(以下「車いす使用者用便房 」という。)を1以上設けること。 ア 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。 イ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。 ウ 出入口を引き戸(構造上引き戸とすることができない場合には、 外開き戸)とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。 エ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けな いこと。 オ 洋風便器を設けること。 カ 便器の両側に手すりを設けること。 キ くつべら式、光感知式等による大便器洗浄装置を設けること。 ク 床は、平たんとすること(水勾配を設ける場合で車いす使用者が 利用する際に支障とならない場合を除く。)。 (6) 車いす使用者用便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、当 該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、 その前後に高低差を設けないこと。 (7) 便所に1以上(車いす使用者用便房に設けるものを除く。)は、洋 風便器の便房を設けること。 (8) 子どもの遊び場周辺等に便所を設置する場合は、子どもが利用しや すい便器(便座)及び手洗い器を設置すること。 (9) 乳幼児連れの利用の多い場所では、次に掲げる便所とすること。 ア 1以上の便房には、乳幼児いす等を設け、便房の出入口付近にそ の旨を標示すること。 イ 乳幼児ベッド等を設けること (便所以外の場所に設ける場合を除 く。)。 案内標示 1 案内板は、標記内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調及

	び明度とし、車いす使用者が見やすい位置に設けること。
	2 障害者、高齢者等が利用可能な公園の施設には、その旨を知事が定め
	るところにより標示すること。
水飲み場、ベンチ及	1 水飲み場は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のものとする
び野外卓等	こと。
	2 ベンチ及び野外卓は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のも
	のとすること。
駐車場	1 車いす使用者用駐車施設は、全駐車台数が200以下の場合にあって
	は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が
	あるときは、これを1に切り上げた数)以上、全駐車台数が200を超
	える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数(その
	数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)に2を加え
	た数以上とすること。
	2 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。
	(1) 主要な経路となる園路に接続した出入口に最も近い位置に設けるこ
	と。
	(2) 幅は、3.5メートル以上とすること。
	(3) 床面は、滑りにくく平たんな仕上げとすること。
	(4) 駐車位置後部には、車いすが通行可能な有効幅員1. 2メートル以
	上の安全路を設置すること。
	(5) 車いす使用者用駐車施設である旨を分かりすい方法により標示する
	こと。

路外駐車場の整備基準に係る技術的細目

路外駐車場の整備基準に係る技術的細目		
項目	技術的細目	
車いす使用者用駐車	1 自動車の駐車台数が20台以上である場合は、車いす使用者用駐車施	
施設	設を設け、車いす使用者が乗車する自動車の専用とすること。	
	2 駐車場の出入口に最も近い位置に設けること。	
	3 幅は、3.5メートル以上とすること。	
	4 床面又は地面を水平とすること。	
	5 車いす使用者用である旨を標示すること。	
	6 車いす使用者用駐車施設から出入口に至る通路(車路を含む。)は、	
	次に定める構造とすること。	
	(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。	
	(2) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料	
	で仕上げること。	
	7 6に規定する通路に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路	
	を設けること。	
	(1) 幅は、1.2メートル(段を併設する場合には、90センチメート	
	ル)以上とすること。	
	(2) 勾配は、12分の1(高低差が10センチメートル未満の場合は、	
	8分の1)以下とすること。	
	(3) 傾斜路の壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立	
	ち上がりを設けること。	
	(4) 手すりを設けること(傾斜路の高さが75センチメートル以下の場	
	合を除く。)。	
	(5) 傾斜路の高さが75センチメートルを超えている場合は、高さ75	
	センチメートル以内ごとに長さが1.5メートル以上の踊場を設ける	
	(6) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料	
	で仕上げること。	
	8 6に規定する通路又は7に規定する傾斜路には、排水溝等を設けない	
	こと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず設ける	
	場合は、当該排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの車輪等が落ちな	
	い構造のものとすること。	
	9 6に規定する出入口は、次に定める構造とすること。	
	(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。	
	(2) 戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通	
	過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。	
	(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	
	<u> </u>	

公共交通機関の施設	。 役の整備基準に係る技術的細目
項目	技術的細目
移動円滑化された経	移動円滑化された経路は、次に定める構造とすること。
路	1 出入口は、次に定める構造とすること。
	(1) 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造
	上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とする
	ことができる。
	(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して
	通過できる構造とすること。
	(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし
	、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、3に定める構造
	の傾斜路を併設すること。
	2 通路は、次に定める構造とすること。
	(1) 幅は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によ
	りやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支
	障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回する
	ことができる広さの場所を設けた上で、幅を1.2メートル以上とす
	ることができる。
	(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
	ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理
	由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすること
	ができる。
	イ 障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
	(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし
	、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、3に定める構造
	の傾斜路を併設すること。
	(4) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料
	で仕上げること。
	(5) 段を設ける場合は、当該段は次に定める構造とすること。
	ア 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等に
	より段を容易に識別できるものとすること。
	イ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とするこ 、
	3 傾斜路は、次に定める構造とすること。
	(1) 幅は、1.2メートル(段に併設する場合は、90センチメートル
)以上とすること。
	(2) 勾配は、12分の1(高低差が10センチメートル未満の場合は、
	8分の1)以下とすること。
	(3) 高さが 7 5 センチメートルを超えている場合は、高さ 7 5 センチメ
	ートル以内ごとに長さ1.5メートル以上の踊場を設けること。
	(4) 両側に手すりを設けること。

- (5) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。
- (6) 壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立ち上がり を設けること。
- (7) その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。
- 4 エレベーターは、次に定める構造とすること。
- (1) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) かごの間口(内法寸法による。)は1.4メートル以上、奥行き(内法寸法による。)は1.35メートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りではない
- (3) かご内には、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置すること。ただし、前号ただし書に規定するエレベーターの場合は、この限りでない。
- (4) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがは め込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる 構造とすること。
- (5) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。
- (6) かご内の左右両面の側板に、次に掲げる装置を有する車いす使用者 が操作しやすい専用の操作盤を設けること。
 - ア かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに戸の開放時間 を延長することができる機能を有する行先ボタン
 - イ 呼びボタン付きのインターホン
- (7) かご内の専用の主たる操作盤又は背面板には、専用のかごの位置を表示する装置及びかごの停止する予定の階を表示する装置を設けること。
- (8) 乗降ロビーには、車いす使用者が操作しやすい専用の乗場ボタン (かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに戸の開閉時間を延長することができる機能を有するものをいう。)が設置されていること。
- (9) 次に掲げる表示を点字により行うこと。
 - ア 一般用の乗場ボタン及び乗場階の表示
 - イ かご内の一般用の主たる操作盤の各ボタンの表示
- (10) 乗降ロビーの幅及び奥行きはそれぞれ1.5メートル以上とすること。
- (11) 次に掲げる視覚障害者用の案内装置を設けること。
 - ア 乗降ロビーの利用者に音声により昇降の方向を通報する装置。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇

降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

- イ かご内の利用者に音声により到着階並びにかご及び昇降路の出入 口の戸の閉鎖を通報する装置
- (12) かごの出入口には、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。
- (13) かご内の一般用の操作盤には、停電等の非常の場合に外部の対応状況を聴覚障害者が認識することができる表示装置を設けること。
- 5 エスカレーターは、次に定める構造とすること。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、(7)及び(8)の構造であるものは1のみが適合していれば足りるものとする。
- (1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きい等により 踏み段相互の境界を容易に識別できるものとすること。
- (5) くし板と端部と踏み段の色の明度の差が大きい等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとすること。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、 エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専 用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
- (7) 幅は、80センチメートル以上であること。
- (8) 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

通路等

- 1 通路は、次に定める構造とすること。
- (1) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。
- (2) 段を設ける場合は、当該段は次に定める構造とすること。
 - ア 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等に より段を容易に識別できるものとすること。
 - イ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とすること。
- 2 傾斜路は、次に定める構造とすること。
- (1) 両側に手すりを設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる 材料で仕上げること。
- (3) 壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立ち上がりを設けること。
- 3 階段は、次に定める構造とすること。
- (1) 手すりを両側に設けること。

82

- (2) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- (3) 回り階段としないこと。
- (4) 踏面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。
- (6) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とすること
- (7) 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- 4 視覚障害者用誘導ブロックは、次に定める場所に設置すること。
- (1) 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)であって 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚 障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障 害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う 者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間 の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成 する通路等については、この限りでない。
- (2) 前号の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と 移動円滑化された経路の項4のエレベーターの(9)乗降ロビーに設け る操作盤、案内設備の項(4)の点字による案内板その他の設備、便所 の出入口及びその他の旅客用設備の項の乗車券等販売所との間の経路 を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設す ること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- (3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。

案内設備等

案内設備等は、次に定める構造とすること。

- (1) 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び 音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がな い場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでな い。
- (2) 昇降機、便所又は乗車券等販売所(以下「移動円滑化のための主要な設備」という。)の付近には、移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けること。
- (3) 公共用通路に直接通ずる出入口(鉄道駅にあっては、当該出入口又は改札口。次号において同じ。)の付近には、移動円滑化のための主要な設備(第3条第1項第5号ア(2)前段の規定によりエレベーターを設けない場合にあっては、当該前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- (4) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客

施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚 障害者に示すための設備を設けること。

便所

- 1 便所を設ける場合においては、次に定める構造とすること。
- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる 材料で仕上げること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置式小便器その他これに 類する小便器とし、手すりを設けること。
- (4) 移動円滑化された経路と便所との間の1以上の通路は、移動円滑化された経路の項2の通路に定める構造とすること。
- (5) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (6) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、(7)に定める傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
- (7) 出入口に高低差のある場合は、次に掲げる構造の傾斜路を設けること。
 - ア幅は、90センチメートル以上とすること。
 - イ 勾配は、12分の1 (高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1)以下とすること。
 - ウ 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。
- (8) 出入口には、車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房又は設備が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
- (9) 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、車いす使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (10) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (11) 1以上の洗面器又は手洗い器には、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。
- (12) 便所に2以上(車いす使用者用便房に設けるものを除く。)の大便器を設ける場合は、1以上は、洋風便器とすること。
- (13) 1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上) 乳幼児いす等を設けた便房を設けるほか、乳幼児ベッド等を便所内(便所以外の場所に設ける場合を除く。)に設けること。
- (14) 1日平均乗降客が5,000人以上の旅客施設の便所には、オストメイトのための洗浄設備等のある便房を1以上設けること。
- 2 次に掲げる構造及び設備を有する便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を便所の項の1の便所に1以上設けること。
- (1) 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。
- (2) 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。
- (3) 出入口を引き戸(構造上引き戸とすることができない場合には、外

開き戸)等の車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

- (4) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (5) 洋風便器を設けること。
- (6) 手すりを設けること。
- (7) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適したくつべら式、光感知式等による大便器洗浄装置等の水洗器具を設けること。
- (8) 出入口には、当該便房が車いす使用者その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

改札口

1以上の改札口は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

乗降場

乗降場は、次に定める構造とすること。

- (1) 鉄道駅の乗降場(以下「プラットホーム」という。)は、次に定める構造とすること。
 - ア プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端と の間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲におい て、できる限り小さいものとすること。この場合において、構造上 の理由により当該間隔が大きくなるときは、旅客に対しこれを警告 するための設備を設けること。
 - イ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限 り平らにすること。
 - ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間 又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車 いす使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。
 - エ 排水のための横断勾配は、100分の1を標準とすること。ただし、ホームドア又は可動式ホームさくを設けたプラットホームにあっては、この限りでない。
 - オ 床の表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。
 - カ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。
 - キ プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止する ためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されてい る場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない
 - ク 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、ホームドア若しくは可動

UX 1 L H

式ホームさくが設けられたプラットホーム又は電気設備がない場合 その他技術上やむを得ない場合は、この限りでない。

- ケ 列車に車いす使用者が利用することができる部分を設ける場合は 、当該部分に通ずる旅客用乗降口の位置をプラットホーム上に表示 すること。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りで ない
- (2) バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とすること。
 - ア 床の表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。
 - イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は 駐車の用に供する場所(以下「自動車用場所」という。)に接する 部分には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の自動車用場 所への進入を防止するための設備を設けること。
 - ウ 当該乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降 できる構造とすること。

その他の旅客用設備

- 1 乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合は、それぞれ1以上は、次に定める構造とすること。
- (1) 移動円滑化された経路と乗車券等販売所、待合所及び案内所の間と の1以上の通路は、移動円滑化された経路の項2に規定する構造とす ること。
- (2) 出入口を設ける場合においては、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。
 - ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 戸を設ける場合には、当該戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉 して通過できる構造とすること。
 - ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただ し、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を設ける場合は、 この限りでない。
- (3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- 2 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、障害者 、高齢者等の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、乗車券等の 販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りで ない。
- 3 障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただ し、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りで ない。